

令和3年度 第10回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和4年1月20日 開会

令和4年1月20日 閉会

みどり市教育委員会

令和3年度第10回みどり市定例教育委員会会議録

令和4年1月20日（木曜日）

議事日程

令和4年1月20日（木曜日）午後3時00分開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第25号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会告示で定める申請書等の押印等の特例に関する告示の制定）について
- 日程第 5 報告第26号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会訓令で定める申請書等の押印等の特例に関する訓令の制定）について
- 日程第 6 報告第27号 教育長の専決に関する報告（福岡中央地区小学校適正配置協議会設置要綱を廃止する告示）について
- 日程第 7 報告第28号 教育長の専決に関する報告（みどり市小規模特認校制度実施要綱の制定）について
- 日程第 8 報告第29号 教育長の専決に関する報告（みどり市特認校制度実施要綱を廃止する告示）について
- 日程第 9 議案第42号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度 教育費一般会計補正予算（補正第6号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））
- 日程第 10 議案第43号 令和3年度みどり市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 日程第 11 議案第44号 令和3年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求ることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5人）

教育長	保志 守	委員	山同 善子
職務代理者	金子 祐次郎	委員	石戸 悅史
委員	岩野 ひろみ	委員	

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	川俣 一広	教育総務課長	正田 一仁
学校教育課長	加部 豊	社会教育課長	割田 隆久
文化財課長	藤生 智子	富弘美術館事務長	横倉 智恵子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	長澤 伊知郎	総務係主事	岩橋 香奈
----------	--------	-------	-------

◎開会・開議

午後3時20分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和3年度第10回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番3番の山同委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎日程第2 会期の決定

○教育長 日程第2、会期の決定ですけれども、令和4年1月20日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

◎日程第3 教育長報告

○教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。私のほうから報告させていただきます。

12月11日、富弘美術館管理運営委員会があり、新たに3名の委員の委嘱がありました。運営の状況報告と、今後の運営について意見をいただきました。それぞれが違う立場であり、さまざまな意見やアイデアがありました。アンカンミンカンの富所さんも新たに委員となりましたが、一般的には思いつかない新鮮な視点を持っているように感じました。新たな動きを管理と運営の中で活用していきたいと思います。

13日、ブロック別人事教育長会議がありました。

校長人事ヒアリングについては、3日間に分けて行いました。

16日、NHK公開収録の「新・BS日本のうた」を観覧しました。全国から観覧希望者を募集し、抽選は17.5倍という高倍率だったそうです。北は北海道、南は兵庫の方に参加いただきました。

10名の名立たる歌手の方が登場し、紅白歌合戦の縮小版を見ているようでした。裏方のスタッフが100名ほど携わり、たくさんの方が一つの番組を手がけていることを感じました。実際に生で見て、後ほどテレビで見ることができるので、新たな視点で同じ番組を見られることは二度おいしいという感覚でした。

17日、相澤忠洋記念館へご挨拶に伺いました。資料を預からせていただいて、整理をしているところですが、そちらの様子を報告させていただきました。

19日、高校生対象の職員採用試験の面接がありました。

21日、全日本実業団対抗駅伝競走大会の自主整理員の説明会がありました。多くの方が例年ご協

力いただいている方であり、大きな質問もありませんでしたが、以前の大会で犬と選手が接触しトラブルになったことから、犬の散歩をしている方がいた場合は犬が飛び出さないよう注意するような指示がありました。

27日、新型コロナウイルス臨時交付金説明会がありました。国の補正予算、緊急支援事業の予算措置の説明がありました。

1月1日、全日本実業団対抗駅伝競走大会がありました。天気にも比較的恵まれていました。優勝はホンダ、2位がスバルという結果であり、地元の企業が活躍してくれたことに気持ちが高ぶりました。

1月4日、新春の集いが笠懸野文化ホールで行われました。開会前にみどモスのパラデル漫画が披露され、閉会前にはCGで作成された笠懸西小学校の動画を視聴しました。

9日、成人式が2部制で行われました。対象者が628名であり、出席率はコロナ前と同様と聞いています。

10日、みどり市消防団出初式がありました。表彰、式辞、訓示、祝辞という流れでした。分団員の方が永年勤続や功労により数多くの表彰を受けていました。その方々の支えで、火事の対応をしていただいている、感謝の気持ちを含めて出席をさせていただきました。

11日、新型コロナウイルスの警戒レベルが1から2に上がることを受けて、新型コロナウイルス感染症対策本部会議へ出席しました。

12日、議会の令和4年第1回臨時会がありました。補正予算について3件審議をいただきました。私からは以上です。教育長報告について、何かございますか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。



◎日程第4 報告第25号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会告示で定める申請書等の押印等の特例に関する告示の制定）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第25号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会告示で定める申請書等の押印等の特例に関する告示の制定）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

- 委員 申請をする場合、申請者が市民であれば押印がいらなくなるということでしょうか。
- 教育総務課長 本人の署名がされていれば、押印が廃止できるというものです。補助金などを申請する際は記名押印をいただいておりましたが、各課で押印を廃止する見直しをしました。
- 委員 押印を廃止するものは、押印欄のところにマルがついているということですか。
- 教育総務課長 はい。
- 委員 ハイフンがついているところは署名が必要ということですか。
- 教育総務課長 署名も必要ありません。
- 委員 署名欄にバツがついているものは署名が必要で、押印が不要ということですか。
- 教育総務課長 はい。様式がわかりづらく申しわけございません。
- 委員 16番の申請書について、対象が「市民等」で区分が「法人等のみ」というのはどういうことでしょうか。
- 社会教育課長 こちらの申請書は、区長などの名前で申請をいただいております。申請をしていただく方が個人ではなく法人の場合でも、代表者の押印をいただいていました。
- 委員 この押印欄にマルがついていれば押印しなくて良いということですね。
- 教育総務課長 対象が「市民等」というのは市民の方が申請するという意味です。
- 教育部長 1番の食物アレルギー対象補助金の申請について、対象の「市民等」というのは市民のほかに該当者がいるのでしょうか。
- 教育総務課長 市民しかおりません。市全体の資料がこの様式であり、このまま使用したため、わかりづらく大変申しわけございません。
- 教育部長 対象は申請書を記入する申請者ということですね。区分というのは何ですか。
- 教育総務課長 補助金申請書については、個人で申請するため区分は「個人のみ」となります。証明書や実績証明書については、学校が証明をするため「法人等」という表現になっています。
- 委員 みどり市外の方がみどり市の学校に通っていて、アレルギーの申請をした場合には対象となりますか。
- 教育総務課長 はい。所在地で判断しますので、みどり市外の方がみどり市の学校に通う場合もこちらの申請は対象となります。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第25号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会告示で定める申請書等の押印等の特例に関する告示の制定）については終了いたします。

◇

○日程第5 報告第26号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会訓令で定める申請書等

の押印等の特例に関する訓令の制定)について

○教育長 続きまして、日程第5、報告第26号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会訓令で定める申請書等の押印等の特例に関する訓令の制定）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第5、報告第26号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会訓令で定める申請書等の押印等の特例に関する訓令の制定）については終了いたします。

◎日程第6 報告第27号 教育長の専決に関する報告（福岡中央地区小学校適正配置協議会設置要綱を廃止する告示）について

○教育長 続きまして、日程第6、報告第27号、教育長の専決に関する報告（福岡中央地区小学校適正配置協議会設置要綱を廃止する告示）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

○委員 福岡中央小学校の閉校記念式典は、まだ行っていないということですね。仮に、式典ができなかった時はこの要綱は廃止することができるのでしょうか。

○学校教育課長 新型コロナウイルスの感染が拡大した場合は、関係者のみで行う予定です。

○委員 校旗の返還など全てのことが終わってから廃止になるということですね。

○学校教育課長 はい。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第6、報告第27号、教育長の専決に関する報告（福岡中央地区小学校適正配置協議会設置要綱を廃止する告示）については終了いたしました。

たします。

◇

◎日程第7 報告第28号 教育長の専決に関する報告(みどり市小規模特認校制度実施要綱の制定)について

○教育長 続きまして、日程第7、報告第28号、教育長の専決に関する報告(みどり市小規模特認校制度実施要綱の制定)についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

[議案書 朗読]

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

[学校教育課長 内容説明]

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。
[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第7、報告第28号、教育長の専決に関する報告(みどり市小規模特認校制度実施要綱の制定)については終了いたします。

◇

◎日程第8 報告第29号 教育長の専決に関する報告(みどり市特認校制度実施要綱を廃止する告示)について

○教育長 続きまして、日程第8、報告第29号、教育長の専決に関する報告(みどり市特認校制度実施要綱を廃止する告示)についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

[議案書 朗読]

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

[学校教育課長 内容説明]

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

○委員 特認校制度とは、本来の学区以外の学校へ通学するということですね。笠懸小学校へは5区の一部の生徒が通っていると思いますが、この要綱を廃止した時に影響は出ないのでしょうか。

○学校教育課長 現在ほかの学区の学校へ通っている生徒については、区域外就学や指定校変更という形で区域外の学校への通学を許可するため、影響はありません。

○教育長 市外からの通学は区域外就学で、市内で変更する場合は指定校変更という名称になります。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第8、報告第29号、教育長の専決に関する報告（みどり市特認校制度実施要綱を廃止する告示）については終了いたします。

○日程第9 議案第42号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度 教育費一般会計補正予算（補正第6号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））

○教育長 続きまして、日程第9、議案第42号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度 教育費一般会計補正予算（補正第6号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

〔学校教育課長 内容説明〕

〔社会教育課長 内容説明〕

〔文化財課長 内容説明〕

〔富弘美術館事務長 内容説明〕

○教育長 ここで暫時休憩します。

午後4時30分休憩

午後4時39分再開

○教育長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

○教育長 各課からの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

○委員 10ページ22番について、相続がされる前は払っていなかったという見方もできますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○社会教育課長 相続される前も支払いをしていました。相続をしたことにより、対象者が1人ふえました。借りているものは同じです。

○委員 11ページ4番について、市内体験学習の見込んでいた団体が減少したというのは、学校ではなく一般の団体でしょうか。

○文化財課長 学校や幼稚園です。体験学習では材料費をいただきており、市内と市外で設定金額が違うため分けています。

○委員 入館料は別なのでしょうか。

○文化財課長 入館料は別です。

○委員 入館料は児童生徒は免除となりますか。

○文化財課長 市内の児童生徒については免除となります。市外の学校の団体からは団体料金をいただいております。

○委員 11ページ1番について、小中学生100円というのは免除後の金額ですか。

○文化財課長 市内の小・中・高校生は無料のため、予算計上していないです。

○委員 合計5,000人というのは市外からの人数ということでしょうか。

○文化財課長 個人の一般は市内の方もいます。団体の小中学生の2,700人という人数は市外の団体で見込んでいます。

○委員 4ページ6番について、予定より少ない人数で見込みが立ったということは、コロナなどが影響してなのでしょうか。

○学校教育課長 41名分の予算をとっており、特別支援学級では子供が4人に対して教育支援員を1人つけております。その後2人ふえるごとに1人つける予定であり、当初より多く予算をとっています。

○委員 お子さんの人数により配置人数が変わるからということですね。

○学校教育課長 はい。これ以上ふえる見込みがなくなったため、補正を行います。

○委員 7番も同じでしょうか。

○学校教育課長 7番については、海外からの語学指導者の予定が決まったためです。こちらは人数が確定しています。

○委員 9番はどうしてでしょうか。

○学校教育課長 9番は教員免許証を持っている方を対象としています。学力向上対策支援員を病休の方の代替としたことにより、任用できなかつた差額となります。

○委員 4ページ12番について、灯油というのはファンヒーターで使用しているのでしょうか。ガスは何で使用しているのでしょうか。

○学校教育課長 どちらも給食室で使用しています。

○委員 笠懸北小学校と笠懸中学校のガス料金は大丈夫なのでしょうか。

○学校教育課長 はい。

○委員 11ページからの文化財課について、減額補正に黒の三角を使っているのですが、白の三角とは違う意味があるのでしょうか。

○文化財課長 特ないです。

○委員 新年度予算を組むにあたって、コロナが終息した状態で予算を立てるのか、終息していない状態を見込んで予算を立てるのかを教えていただきたいです。

○学校教育課長 学校教育課では海外派遣やキャリアドリームなどさまざまな事業がありますが、来年度の予算が不足してしまうと増額補正をすることになってしまうので、コロナが終息した状態で予

算を立てています。

○委員 最大で活動できた時の予算ということですね。

○文化財課長 入館者については、どういう形で戻せるかを考えています。コロナ禍だからこそやらなければならぬこともありますし、来年こそ終息できたらという願いでの事業も考えています。コロナが頭の隅にありながらも、実際終息した時にもちょっとした事業ができるように考えています。

○社会教育課長 100%コロナ前に戻れるということは考えられず、どのくらい休みが入るということもわかりませんので、ある程度の見込みで予算を立てています。

○委員 今回の減額補正を見て、実現できる希望が持てる事業もありますが、コロナが終息したとしても来年度も実現が見込めない事業もあったため、どう計画を立てられているのかうかがいました。

〔少し間あり〕

○教育長 細かな点で言うと、表記の仕方が課ごとに違うことや、補正理由の最後に句点がついたりつかなかつたりする箇所があるため、修正をお願いします。

ほかにご質疑はよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第9、議案第42号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度 教育費一般会計補正予算（補正第6号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



○日程第10 議案第43号 令和3年度みどり市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第10、議案第43号、令和3年度みどり市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第10、議

案第43号、令和3年度みどり市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第11 議案第44号 令和3年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

○教育長 続きまして、日程第11、議案第44号、令和3年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めるについてを議題といたします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第11、議案第44号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

————— 審 議 [非公開により未記載] —————

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第11、議案第44号、令和3年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めるについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時18分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 保志 守

教育委員会教育委員 山同善子